

NEWS RELEASE



国土交通省

国土交通省 近畿運輸局

問い合わせ先
(所属) 自動車交通部旅客第一課
(担当) 上浦、大石
(電話) 06-6949-6445

令和4年3月30日

乗合バス事業者に対する行政処分について

近畿運輸局は、道路運送法第40条の規定に基づき、以下のとおり行政処分を行いましたので、お知らせします。

1. 違反の概要

令和3年9月20日(月) 20時56分貴志太子線(上ノ太子駅発喜志駅行き)において、大深停留所および喜志駅停留所に停車せず帰庫したことにより、運行計画に定めるとおり運行しなかったもの。

2. 処分年月日

令和4年3月30日

3. 処分対象事業者及び営業所名

金剛自動車 株式会社(法人番号: 1120101030833)
富田林営業所(大阪府富田林市本町18番地17号)

4. 行政処分の概要

延べ10日間の事業用自動車使用停止処分(対象車両2両)

5. 法令違反条項

道路運送法第16条第1項違反
(事業計画及び運行計画に定める業務の確保違反)

6. 行政処分事業者に対する違反点数付与状況

当該行政処分により付された違反点数 1点
当該事業者が付された累積違反点数 1点

配布先: 青灯クラブ、近畿運輸局記者会(ハイタク部会)